

(平成24年8月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月2日から同年9月1日まで

A社B営業所から同社C営業所に転勤した際の1か月間が厚生年金保険未加入期間となっている。年金事務所から同時期に勤務した方の年金記録を訂正することになったため、事実の確認を行い、必要な対応を行いたい旨のお知らせをもらったので、年金記録を正しく訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(同社B営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社B営業所から同社C営業所に異動した複数の同僚が、「昭和39年8月に転勤した。」と供述している上、申立人の改製原附票により、同年8月26日にD市に転入したことが確認できることから、同年8月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時、A大学医学部医学科に在籍していたが、経済的に国民年金保険料の納付が困難であったため、平成12年4月頃にB町で全額免除申請の手続を行ったが、同年10月にC市へ転居した際、既に当該手続を行った旨を告げたものの、免除承認の決定がまだ出ていないため、再度手続を行うように言われたので行った。

全額免除申請の手続は、毎年春に行っているにもかかわらず、申立期間に係る年金記録が未納となっていることに納得できない。

なお、年金記録確認岐阜地方第三者委員会へ申し立てる以前に、厚生労働省及びB町へ申立期間が未納となっている理由などを照会した結果、平成12年4月に同町を「仮転出」しているため、全額免除申請が承認されなかったものと考えられると回答されたが、当時、同町で転出届を提出したことはない。

### 第3 委員会の判断の理由

日本年金機構D事務センター及びB町によると、仮転出とは、転出届を提出したものの、転入届を提出していない状態を意味すると回答している。

B町によると、住民票の記録により、申立人は平成12年11月1日に同年4月20日付けで転出届を提出していると届け出ており、同年11月1日にC市で転入届を提出した際、同市が、申立人の同意の上、同日付けで転出入日を確定したことが推認できるが、B町が、申立人の同意なく、職権で住民票を異動させることはないとは回答している。

しかしながら、申立人は、平成12年4月20日にB町で転出届を提出したことはないとは供述している上、戸籍の附票により、3年4月にE市に住民票を異動させてから現在までの期間において、15回以上も住所変更を行っているが、国民年金加入期間中は、住民票の異動日とほぼ同日に国民年金の住所変更手続も行っているほか、別に国民年金の番号が払い出されたこともないなど、国民年金を含めて、公的な手続は適切に行っていたことがうかがえる。

一方、申立人は、平成8年4月から15年3月までの期間において、A大学医学部医学科に在籍しており、国民年金加入期間中は、毎年4月又は5月に全額免除申請の手続を行っていたことが確認できることから、平成12年度に係る全額免除申請の手続を12年4月頃に行ったと推認されるものの、同年度以降における経済的に国民年金保険料を納付することが困難な学生は、制度上、全額免除申請ができる対象者から除外されて、学生納付特例を適用することになったことから、申立期間に係る保険料の全額免除の承認がされることは困難である。

また、申立期間に係る国民年金保険料を免除したことを示す免除承認通知書等の関連資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 26 日から同年 9 月 26 日まで

私は、昭和 31 年 7 月 26 日に A 社(現在は、B 社) C 製作所 D 工場に入社し、平成 10 年 3 月 31 日に定年退職した。見付かった退職所得の源泉徴収票から、昭和 31 年 7 月 26 日の入社年月日が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、E 健康保険組合の回答及び申立人から提出された B 社の退職所得の源泉徴収票の就職年月日により、申立人が申立期間において A 社 C 製作所 D 工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と同日の昭和 31 年 9 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚について健康保険の資格取得日を確認したところ、確認できた者の健康保険の資格取得日は、申立人と同日の同年 7 月 26 日になっている上、申立人が名前を挙げた同僚のうち、2 人についても、厚生年金保険の資格取得日が健康保険の資格取得日の 2 か月後となっていることから、A 社 C 製作所 D 工場では当時、全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったわけではなかったことがうかがえる。

また、B 社 D 工場は、申立人の申立期間における勤務実態については確認できるが厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。